

【平成 27 年度飯山市保育料徴収基準額表】

階層	定義		保育・2号（3歳以上）				保育・3号（3歳未満）			
			国の基準 標準時間	標準時間	国の基準 短時間	短時間	国の基準 標準時間	標準時間	国の基準 短時間	短時間
1	生活保護法による被保護世帯等		0	0	0	0	0	0	0	0
2	第1階層を除き、 当該年度分の市 町村民税の区分 が次の区分に該 当する世帯	非課税世帯	6,000	4,200	6,000	4,200	9,000	7,200	9,000	7,200
3		所得割非課税世帯	16,500	8,700	16,300	8,500	19,500	12,400	19,300	12,200
4		48,600 円未満	16,500	13,200	16,300	13,000	19,500	17,600	19,300	17,400
5		63,000 円未満	27,000	16,000	26,600	15,600	30,000	20,800	29,600	20,400
6		77,100 円未満	27,000	18,800	26,600	18,400	30,000	23,900	29,600	23,500
7		97,000 円未満	27,000	21,600	26,600	21,200	30,000	27,000	29,600	26,600
8		118,000 円未満	41,500	24,100	40,900	23,500	44,500	29,900	43,900	29,300
9		142,000 円未満	41,500	26,600	40,900	26,000	44,500	32,800	43,900	32,200
10		169,000 円未満	41,500	29,100	40,900	28,500	44,500	35,600	43,900	35,000
11		211,200 円未満	58,000	31,000	57,100	30,100	61,000	38,000	60,100	37,100
12		255,000 円未満	58,000	32,900	57,100	32,000	61,000	40,400	60,100	39,500
13		301,000 円未満	58,000	34,800	57,100	33,900	61,000	42,700	60,100	41,800
14		348,000 円未満	77,000	36,700	75,800	35,500	80,000	45,400	78,800	44,200
15		397,000 円未満	77,000	38,600	75,800	37,400	80,000	48,100	78,800	46,900
16		397,000 円以上	101,000	40,400	99,400	38,800	104,000	52,000	102,400	50,400

※年度途中において満3歳に到達し、2号認定に該当する場合であっても、その年度中の保育料は3号認定の金額となります。

保育料の軽減について

①ひとり親世帯等、特に困窮していると市長が認めた世帯で、第2階層から第4階層に認定された場合は、下記の徴収基準額とします。

	3歳以上（2号認定）				3歳未満（3号認定）			
	保育標準時間		保育短時間		保育標準時間		保育短時間	
	基準額	軽減後	基準額	軽減後	基準額	軽減後	基準額	軽減後
第2階層	4,200	0	4,200	0	7,200	0	7,200	0
第3階層	8,700	6,700	8,500	6,500	12,400	10,400	12,200	10,200
第4階層	13,200	11,200	13,000	11,000	17,600	15,600	17,400	15,400

②同一世帯から兄弟姉妹が2人以上同時に入園している場合は、下記のとおりとなります。

対象となる児童		徴収金額（保育料）
①	第1子（保育所等に入所している児童のうち、年長者）	軽減なし（全額負担）
②	第2子（保育所等に入所している①以外の児童のうち、年長者）	50%軽減（半額負担）
③	第3子以降（保育所等に入所している①②以外の児童）	100%軽減（負担なし）

③同一世帯の兄弟姉妹で「第3子以降」に該当する児童の保育料は「無料」です。
※一定の要件及び申請が必要になります。

【延長保育利用料】

延長保育の対象児童は、次の要件に該当する児童です。

- ・保護者の勤務、疾病、その他の事情により保育必要量を超えて保育を必要とする場合。
- ・保護者の冠婚葬祭や、緊急に保育必要量を超えて保育を必要とする場合。

利用時間	利用者負担額		
	月極（月額）	12日以内（月額）	1日単位（日額）
午前7時30分～午前8時30分	1,600円	800円	200円
午前8時00分～午前8時30分	800円	400円	100円
午後4時30分～午後5時00分	800円	400円	100円
午後4時30分～午後5時30分	1,600円	800円	200円
午後4時30分～午後6時00分	2,400円	1,200円	300円
午後4時30分～午後6時30分	3,200円	1,600円	400円
午後4時30分～午後7時00分	4,000円	2,000円	500円
午後6時30分～午後7時00分	800円	400円	100円

※利用料は、翌月分の保育料と併せて口座振替により納入

【休日保育利用料】

休日保育の対象児童は、次の要件に該当する児童です。

- ・両親（保護者）が共に就労等により休日（日曜・祝日等）の保育を必要とする場合。
- ・保護者の冠婚葬祭や、疾病、その他の事情により緊急に休日保育を必要とする場合。

認定区分	利用者負担額（日額）	
	2号認定	3号認定
保育標準時間	1,300円	1,600円
保育短時間	1,000円	1,200円
（延長保育）	（左表の1日単位を適用）	

※利用料は、翌月分の保育料と併せて口座振替により納入

【一時保育利用料】

保育園や幼稚園に入園していないお子さんを一時的にお預かりし、保育を行います。

利用時間	利用者負担額（日額）	
	3歳以上	3歳未満
4時間以内	800円	1,100円
8時間以内	1,600円	2,200円